

平成20年度第3回 山梨県景観審議会 会議録

1 日 時 平成21年1月22日(木) 午前9時00分～11時00分

2 場 所 県民会館802会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 北村真一 箕浦一哉 齋藤雅代 堀内洋子 山本育夫 中込紀子 市原文子
雨宮健一 井上和夫 田辺篤 飯島朱美 赤岡和代

(事務局) 県土整備部長 県土整備部技監 美しい県土づくり推進室長 同室員(2名)

4 傍聴者等の数 4人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議長あいさつ
- (3) 議事
- (4) 閉会

6 議題

- (1) 美しい県土づくりガイドラインについて
第2回審議事項について
第5章 景観計画策定の手引きについて
第6章 公共事業に関する景観形成について
基本テーマについて
- (2) その他

7 議事の概要

- (1) 美しい県土づくりガイドラインについて
第2回審議事項について

(議長)

第2回の審議事項について、事務局より説明願います。

(事務局)

(前回審議会の意見内容の反映状況について説明)

(議長)

ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

48ページの屋外広告物の箇所に記載してある「指導・取締り」については、具体的に県のどの部署で行うのでしょうか。

(事務局)

屋外広告物については県土整備部の建築指導課で所管しています。実際の指導・取締りは建設事務所の計画指導担当で行っています。また、県の屋外広告物条例の手続きの権限を8市町村に委譲しています。

(委員)

これからは、特定の屋外広告物の違反についての指摘は市町村にするということでしょうか。

(事務局)

権限委譲を受けている市町村については、その市町村が対応し、権限委譲を受けていない市町村については、建設事務所が対応していきます。

(議長)

基準を検討している屋外広告物審議会についての補足もお願いします。

(事務局)

本景観審議会同様、屋外広告物につきましても、屋外広告物審議会を設置して、広く学識経験者とか団体の代表者の意見を聴きながら施策に反映しています。

(委員)

49ページの県庁出前講座の開催の箇所に、「景観づくり」をテーマに意見交換を行うと記載してあるが、実際に前例があるのでしょうか？あるとすればどんな意見がでたのでしょうか。

(事務局)

最近では山梨大学の学生、商工会関係の団体、技術士会の集まりで話をしています。

県の取組状況の説明の後、出た意見としては、先ほど話が出た屋外広告物や景観の窓口が分かりづらいことに対する要望や意見が出ました。

また、今年度から各部の部長が出向いて地域の住民と意見交換をする県政出張トークが始まりました。今年度、景観関係では、八ヶ岳南麓風景街道という団体と富士北麓の地元のまちづくりをしている団体と、それぞれ1回ずつ意見交換を行いました。

(委員)

49ページの景観教育の普及についてですが、景観教育の推進について「検討する」などという表現でよいのでしょうか。一番大切なことではないかと考えているので、もっと積極的に推進をするという表現の方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

景観教育については、国が今年度から具体的に取り組んでおり、国が作成したリーフレットを各学校に送って普及啓発に努めています。例えば神奈川県のように、学校での取組の枠組みの枠組みが固まっている県もあるが、国も今年から景観教育についての具体的取組方策が出たばかりですので、「検討」するという表現でご理解いただきたい。今後、教育委員会と具体的な打合せをしながら、来年度から具体的な取り組みをしたいと考えています。

(委員)

それでは要望ですが、教育委員会は年度の途中から新たなことをするというわけにはい

かないのです。来年度から景観教育を行うのであれば、もう既に具体的な打ち合わせをしていなければ、教育委員会や各学校は対応できないので、早く取り組んでいただきたい。

(議長)

教育委員会は相当前から様々な指導方針を決めるので、早めに対応が必要ということですね。

(委員)

47ページの「住民や事業者、NPO等の役割」に「県や市町村が実施する景観形成に関する施策に協力する」とありますが、「協力」では住民側の主体性が低い表現ではないかと思う。そこで、この表現を「参画する」と変えると多少住民の主体性を強調する形になるのではないかと。2箇所の「協力する」をいずれも「参画する」に変えてはいかがでしょうか。

同じく47ページの「日頃から関心を持ちモラルの向上を心がけ、まちづくり活動への積極的な参加をはじめ、美化・清掃活動に主体的に取り組む」とあるが、結論が美化・清掃活動になってしまっているのも、少し小さいような印象を受けます。むしろその前に記載されている「まちづくり活動への積極的な参加」をもっと強調した方がより主体的な景観づくりに参画するというニュアンスが出てきてよいのではないのでしょうか。

(事務局)

終わりが美化・清掃という表現ではでちょっと小さくなってしまおうという部分、ご指摘のとおりですので修正いたしますが、他の委員さんはよろしいでしょうか。

(議長)

最近では参画、パートナーシップが重要と言われており、住民主体に近い表現方法がよいのではないのでしょうか。

(委員)

1点目、「参画」には非常に積極的な意味が込められて、大変よいと思います。ただし、参加ではなく、本当の意味で参画、計画を企てる段階から関わらせてもらえると大変ありがたい。

2点目、48ページの「広域的な景観形成」というのは非常に大切なことであること気づかせてくれる場面に何度も遭遇しています。例えば、道路を歩いていると市町村境から道路がとてもキレイになるという場面があります。そういう市町村の境目のところでいんならつきがでますが、県が、そこをなだらかにつなげるようにしてもらいたい箇所が結構あります。

3点目、市川大門の料理屋さんを取り壊されるというように、個人所有の昔の繊維工場や土蔵などが失われていくことを、どうすることもできないが、住民やNPOと行政が連携して何とか守っていくことはできないのでしょうか。

(事務局)

景観形成に係る普及啓発については、なかなかうまくいかないというのが実際のところですね。まずは、住民の中でも住民を引っ張れるリーダーを作らなければいけないのではないかと考えています。そのリーダーも県内に1人、2人というのでは意味がないので、広く養成していきたいが、これは県の組織だけではとても対応しきれませんので、市町村職員にもそういうリーダーを養成できるような人もいて、そこからまた、住民の方のリーダ

ーができてというように、ピラミッド式にどんどん広げていくことを考えていかないと、広がらないのではないかなと考えます。

(議長)

市町村財界を跨ぐ道路についての県の調整についての質問についてはいかがですか。

(事務局)

県の道路であれば市町村を跨いでいても同じ仕様で整備することは間違いありませんが、市町村道についての調整は、今まではありませんでした。しかし、まさしく今まで欠けていた部分ですので、今回のガイドラインの中での公共事業の景観形成などを活用して、職員の意識を高めながら、地元の意見もとり入れて取り組んでいきたいと考えています。

(議長)

ここまでやって、次の年度はここまでいってという時に、道路の場合どうしても境界がどこかに出てくるので、なかなか難しいですね。道路の境界処理は1つの課題であると思います。

もう一点、古い建物をなんとか保存できないかという話がありました。甲州市の会社は、家が解体される時の古材を再利用することをしています。文化財クラスですと文化財保護法で補助金の対象となるが、一般の普通の民家の場合には中々難しい。そういうのをうまく保全、活用するシステムが、民間では少しずつ出来ていますが、うまく取り込めるといいかなと思います。そのあたりの記述もここでできるといいかなと思います。

(事務局)

今文化財のレベルではないが、景観上保存、活用した方がいいのではないかとと思われる施設につきましては、景観計画の中で景観重要建造物に指定することによって、税制上のメリットや、維持管理についての助成制度があります。このことから、今後市町村の作る景観計画をうまく活用することで保全していけるのではないかと考えています。

(委員)

甲府市の都市計画においては、景観の専門家が入っているのでしょうか。あるいはそういう相談できるような、あるいはアドバイスしてくれる人はいるのでしょうか。

(事務局)

甲府市は、昨年度景観への取組を開始し、基本計画を策定いたしたが、その基本計画策定の段階から、外部の都市計画の専門家の方の意見も聞きながら策定しました。

(委員)

甲府の市内には、未来を担う子供達が遊ぶ公園や緑が少なく、街に潤いが少ないような気がします。プロのそういう方達が参加すれば、広い意味でよいものが出来てくると思います。

(事務局)

甲府市は、山梨大学の先生や学生も含めて、昨年3月にはシンポジウムを開催するなど、個別の取組も行っていると聞いています。

(議長)

県内の市町村の多くで、土木、建築、造園などの専門家を交えて景観づくりをしているが、ご指摘のように市町村に直接要望することや、県を通じて要望することは大切である

と思います。

(委員)

49ページの日本風景街道の推進の箇所には2ルートが登録されているとあるが、具体的にその場所について教えてください。

(事務局)

八ヶ岳南麓風景街道については、厳密に線を引くようなエリア設定はしない取り組みです。概ね国道140号から国道20号にかけて、国県市町村道問わず、面的に広く取り組んでいく趣旨です。

(委員)

道づくりを景観教育と関連づけ、アスファルトで造るだけではなく、土を活かしながら造ることも考えてもらえれば、土を知らない子供が増えてきているなかで、土に馴染ませる教育につながるのではないかと思います。

(事務局)

風景街道の取り組みの中でも、そのような意見を活かしていきます。

第5章 景観計画策定の手引きについて

(議長)

第5章景観計画策定の手引きについて、事務局より説明願います。

(事務局)

(資料1に基づいて説明)

(議長)

ご意見ご質問をお願いします。

(意見質問なし)

第6章 公共事業に関する景観形成について

(議長)

第6章公共事業に関する景観形成について、事務局より説明願います。

(事務局)

(資料1に基づいて説明)

(議長)

ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

このまま各市町村の担当者に配るといっていいのでしょうか。

(事務局)

この公共事業の部分のみならずガイドライン全体について、年度が変わりましたら、市町村担当者を対象とした説明会を開催します。

(委員)

こういう形でシンプルにポイントだけ書いて、詳しくはその他参考となる情報を載せるというやり方はとてもよいのではないのでしょうか。したがって、そのような参考情報をも

う少し充実させてもよいのではないのでしょうか。例えば橋の箇所には参考情報がありませんので、手がかりはできるだけあった方がいいのではないかと思います。

(事務局)

記載していないガイドラインもあるので、そのようなものを追加できようよう準備しています。

(議長)

現場で使う人の手元にあるというのは大事ですので、参考情報の充実は是非お願いします。

(委員)

失敗例も記載した方がよいのではないのでしょうか。例えば、中部横断道ができることによって富士川舟運で栄えた鰍沢の河岸の跡が全部潰されてしまいました。また、櫛形山の中腹に石垣を積んだ棚田の素晴らしい光景があったのですが、ある日石垣が全部コンクリートになってしまいました。そのような場所が山梨県内にたくさんあると思うが、そのようなことが二度とないようにしたいと思いました。

(事務局)

今後、今まで行ってこなかったが、公共事業で良くなった部分も検証することが必要であると考えています。来年度からの審議会ではそのような検証を行っていきたいと考えてはいます。

(議長)

失敗事例は今後の勉強になるのですが、表現の仕方がなかなか難しいところです。

(委員)

ガイドラインの中に住民参加のことが相当記載されていますが、行政が主導するのではなく、住民側が主導して下からの自発的参加のプロセスをつくる必要があります。本ガイドラインもそのことは認めて、応援しているのではないのでしょうか。また、参加のプロセスもパターンがあり、有識者が来ているんなことを言って、そして発展途上国にコンピュータを渡すみたいな勉強の仕方が多いわけです。終わっても誰もノウハウを身につけられない。今後はそのようなパターン化したやり方はとらないで、例え幼稚であっても、その住民が考えた方法できめ細やかな意見を拾い、育てていきたいのです。

また、リーダー育成についても、パターン化されとり、集まってくる人達はだいたい決まっています。この人達は大変便利な人達ですし、リーダーとしてもよいのですが、結局は今までのことを踏襲することになります。この場合住民参画という名の下に住民が参画できないとパターンが多いのです。是非、本ガイドラインをとおして、住民が勇気をもって頑張れるスタイルを生み出していきたいと考えます。

(議長)

住民が自由に話せる機会が大切ではないかと思います。

(委員)

105ページの6番で照明施設に夜景の写真がありません。夜景も景観に入り、山梨市のフルーツパークが新日本三大夜景に選ばれたので、その写真もあつたらよいのではないのでしょうか

また、109ページの根津橋の箇所に照明に配慮したという文言がありますが、照明のデザインに配慮したのか、それとも夜景に配慮したのか、何に配慮したのか分かりづらいので、もっと親切に記載した方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、フルーツ公園からの甲府盆地の夜景は非常に有名ですので、その写真を1から4の中で紹介します。

109ページの根津橋の照明については、日中の明るい中で照明全体を見せるデザインに配慮したという意味であると思います。

(委員)

道路マニュアルには道路に対する照明計画のような照明のマニュアルはあるのでしょうか。

(事務局)

105ページには一般論が書いてありますが、上空を照らすのか、足元を照らすのかという問題があります。デザインについてもシンプルなものがよいのか、逆に目立たない方がよいのかという問題もあります。機能性の問題もあります。た、実際には手元と足元が明るければよいのですが、道路照明に限らず、建物の中でも同じですが、得てして明るい方がいいという人が多いように感じます。したがって、照明は慎重に扱う必要があると思います。

(議長)

照明については、今後の審議会を継続していくなかで議論していかなければならないと考えています。照明はすごく難しく、上からの照明を止めた例もあります。また、まぶしいとの住民からの苦情もあり、デザインについては千差万別です。路面の明るさや歩道の明るさについて一定の照度が基準で決まっていますが、雰囲気の出し方については、十分議論はされていません。最近では夜の日本列島が明る過ぎることから、ライトダウンということも言われたりしていますので、照明についてはエネルギーも含めて適正なあり方が検討中です。

(委員)

愛宕山の建物が段々増えているが、山の宅地化についての規制はありますか。山は山梨県にとってはなくてはならない景色のひとつなので、その山を大切にしていきたいと思っています。

(事務局)

山の景観保全については景観計画に記載していく方法がありますが、土地利用の規制については財産権の規制になるので、都市計画法、森林法、自然公園法を活用して規制していくことになると思います。

(議長)

風致地区や都市緑地保全法の緑地保全地区で斜面部分や緑地を保全できるのですが、個人の所有の山については難しい面もあります。また、古都保存法により奈良、京都、鎌倉は開発を規制する制度があります。

都市計画法も改正により土地利用については市町村が主体的に定めることになりました。

山の景観保全については今後も考えていく必要があると思います。

(委員)

116ページの農地・森林の箇所の農地の場合には景観保全のための補助金等もあるので、これでよいのですが、森林の場合は、ほとんどが民有林であると思うので、間伐や下草刈りや景観に配慮することが色々記載してあるが、具体的に誰がどのようにするのでしょうか。

(事務局)

116ページは県が行う公共事業ということで説明しています。民有林を含めた景観保全は1章から4章の中での重要性と課題や52ページの山の景に記載しています。民有林については、県は普及啓発をとおして、住民の方々の間伐や下草刈りの維持に取り組んでいてもらいたい考えでいます。

(議長)

116ページに配慮すべき事項として「生産と生活と生態系」とあるが、この三点についての簡単な方針があればよいのではないのでしょうか。

基本テーマについて

(議長)

基本テーマについて、事務局より説明願います。

(事務局)

(資料3に基づいて説明)

(議長)

ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

あえていいますと、人がいないかなという感じがちょっとするんですね。未来につなぐというところに主体になる人が入っているとえば入っているが、私達がみんな守っていくという、人の主体性が入ってくると、一層よいのではないのでしょうか。

(議長)

例えば、「わたしたちが」を入れるということでしょうか。

(委員)

美しいという言葉だけで、美しい山梨にしてしまうのはちょっとさびしい気がします。

(委員)

とみんなで育てる、つくるというような感じも必要ではないのでしょうか。

(委員)

標語のようになってはいけないし、難しいところです。

(事務局)

ではキーワードの件はガイドラインの必須項目ではありませんので、またご検討、宿題ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

「人にやさしい山梨」とはいかがでしょう。

(委員)

「暮らし」や「暮らしに息づく」というようなイメージが入るといいかなと思います。山梨ではなく山梨らしい風景、街、自然という、その地域の固有の文脈というイメージの言葉がはいるといいのではないかなと。

(議長)

これは難しいと思いますけれども、ご意見をいただきましたので一応宿題という形でよろしくをお願いします。

(2) その他

(事務局)

ガイドラインの策定の今後の進め方については、本日まで審議内容を反映させ、2月の中旬から3月にかけてパブリックコメントを実施し、それを踏まえまして、3月末をめぐりにガイドラインを策定し、4月からは県民や市町村への普及・周知にも努めながら景観形成の各種の取組、実践の部分に入っていきたいと考えております。

また、審議会につきましては、この3回で本年度は終了となりますが、来年度については、実際の現地を確認し、その実例をもとに審議、検証する機会を持ちたいと考えています。

(委員)

このガイドラインの基本方針の箇所に、「歴史の風景を活かし、甲斐の文化を育てる」と書いてあるが、甲斐市が誕生したので、甲斐という言葉ではなくて、山梨の方がよいのではないのでしょうか。

(議長)

ご指摘のようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

地域別の景観形成方針の中の峡中地域に、「県土の要衝にふさわしい」という表現をしていますが、要衝という言葉が非常に硬いので、「県土の中心にふさわしい」という表現に変えることを了承願います。

また、景観形成の課題の中に「県民の景観意識の改善」という表現がありますが、「向上」という表現に変えることを了承願います。

(議長)

今回のガイドライン案についての本年度最終の審議会の議事につきましては終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。